

平成31年4月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第38035号 発信者情報開示請求事件

口頭弁論終結日 平成31年3月6日

判 決

5

原 告 株 式 会 社 W I L L

同訴訟代理人弁護士 山 口 孝 太

同 芝 崎 晴 哉

10

同 原 木 航

被 告 K D D I 株 式 会 社

同訴訟代理人弁護士 今 井 和 男

同 小 倉 慎 一

同 小 川 泰 寛

15

同 湯 川 信 吾

同訴訟復代理人弁護士 安 齋 業 陽

主 文

20

1 被告は、原告に対し、別紙1 発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

25

主文同旨

第2 事案の概要

(3) 被告の本件発信者情報の保有等

本件発信者は、インターネット接続サービスを提供する被告から別紙3動画目録の「IPアドレス」欄記載のIPアドレスの割当てを受けてインターネットに接続し、本件アップロードを行ったものであるから、被告は、「開示関係役務提供者」
5 (プロバイダ責任制限法4条1項)に該当し、本件アップロードに係る本件発信者情報を保有している(甲3～6、弁論の全趣旨)。

3 争点

(1) 原告の権利が侵害されたことが明らかであるといえるか(争点1)

ア 原告は本件著作物の著作権を有するか(争点1-1)

10 イ 本件アップロードにより本件著作物の一部が送信可能化されたといえるか(争点1-2)

(2) 本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由はあるか(争点2)

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1(原告の権利が侵害されたことが明らかであるといえるか)について

15 ア 争点1-1(原告は本件著作物の著作権を有するか)について

【原告の主張】

株式会社CAは、本件著作物の製作に発意と責任を有する映画製作者であるところ、本件著作物の著作者である監督は、株式会社CAに対してその製作に参加することを約束して本件著作物を製作したから、株式会社CAは、本件著作物の著作権
20 を取得し、株式会社CAを吸収合併した原告は、本件著作物の著作権を承継取得した。

【被告の主張】

不知。そもそも株式会社CAが本件著作物の著作権を有していたことは明らかではない。

25 イ 争点1-2(本件アップロードにより本件著作物の一部が送信可能化されたといえるか)について

【原告の主張】

本件動画は、本件著作物の一部と実質的に同一であるから、本件アップロードにより本件著作物の一部が送信可能化されたものといえる。

【被告の主張】

5 否認ないし争う。

本件動画と本件著作物は、タイトル及び動画の長さが異なり、その同一性は明らかではないから、本件アップロードにより本件著作物の一部が送信可能化されたか否かについては明らかではない。

(2) 争点2（本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由はあるか）について

10 **【原告の主張】**

原告は、本件発信者に対し、本件アップロードについて、著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償等の請求をするために、被告が保有する本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある。

【被告の主張】

15 否認ないし争う。

本件発信者に対して損害賠償請求訴訟等を提起するためには、発信者の氏名及び住所の開示を受けることで十分であり、電子メールアドレスの開示を受ける必要はないから、電子メールアドレスの開示を受けるべき正当な理由はない。

第3 当裁判所の判断

20 1 争点1（原告の権利が侵害されたことが明らかであるといえるか）について

(1) 争点1-1（原告は本件著作物の著作権を有するか）について

証拠（甲7，8，10，11，18～23）及び弁論の全趣旨によれば、本件著作物は映画の著作物であること、本件著作物の監督であるXは、本件著作物の脚本の創作や映像の編集等の総指揮を行って、脚本や映像内容に関する最終決定権限を
25 有していたから、本件著作物の全体的形成に創作的に寄与した者に該当し、本件著作物の著作者に当たること、株式会社CAは、「エスワン」というメーカー名を使用

して、本件著作物を最初に発意して企画し、本件著作物の製作費用全てを負担するなどの責任を負う主体、すなわち映画製作者に当たること、本件著作物の著作者であるXは、株式会社CAに対し、その製作に参加することを約束して本件著作物を製作したから、株式会社CAは本件著作物の著作権を取得したことが認められ、そ
5 うであれば、同社を吸収合併して同著作権を承継取得した原告は、本件著作物の著作権を有すると認められる。

(2) 争点1-2 (本件アップロードにより本件著作物の一部が送信可能化されたといえるか) について

証拠(甲12)によれば、本件動画の一部についてのスクリーンショットと、対
10 応する本件著作物の部分のスクリーンショットとは、モザイクの有無という相違点があるほかには特段の相違点はないから、本件動画の少なくとも上記部分は、対応する本件著作物の部分と同一であるというべきであり、本件動画の上記部分を含む本件動画についての本件アップロードにより、本件著作物の一部が送信可能化されたと認められる。

この点、被告は、本件動画と本件著作物は、タイトル及び動画の長さが異なり、
15 その同一性は明らかではないから、本件アップロードにより本件著作物の一部が送信可能化されたか否かについては明らかではないと主張するが、タイトル及び動画の長さの相違は上記認定を左右するものではないから、被告の同主張は採用することができない。

20 (3) 小括

以上のほか、本件発信者において本件著作物についての送信可能化権を行使する
正当な権限を有していたこととはうかがわれないことからすれば、原告は、本件発信者による本件アップロードによって、本件著作物について送信可能化権を侵害され
たことが明らかであるというべきである。

25 2 争点2 (本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由はあるか) について
上記1によれば、原告は、本件発信者に対し、送信可能化権侵害を理由とする不

法行為に基づく損害賠償請求権等を有することが認められ、その行使のために被告が保有する、本件アップロードに係る本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるものと認められる。

被告は、本件発信者に対して損害賠償請求訴訟等を提起するためには、発信者の氏名及び住所の開示を受けることで十分であり、電子メールアドレスの開示を受ける必要はないから、電子メールアドレスの開示を受けるべき正当な理由はない旨主張するが、発信者が転居している場合等には電子メールアドレスが発信者を特定する手がかりになり得ることを踏まえると、電子メールアドレスの開示が不要であるということとはできないから、被告の上記主張を採用することはできない。

3 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第29部

裁判長裁判官

山 田 真 紀

裁判官伊藤清隆は、転官のため、裁判官棚橋知子は、転補のため、それぞれ署名押印することができない。

裁判長裁判官

山 田 真 紀

(別紙1)

発信者情報目録

別紙3 動画目録記載のIPアドレスを同目録記載の投稿日時に使用して情報を送
5 信していた者に関する情報であって、次に掲げるもの。

- 1 氏名又は名称
- 2 住所
- 3 電子メールアドレス

(別紙2)

著作物目録

作品名	轟沈アクメ 脳髄から狂わせて 蒼井そら
発売日	2010年7月7日
5 メーカー	エスワン

(別紙3)

動画目録

IPアドレス	111.105.21.34
投稿日時	平成30年5月27日
5 販売画面URL	省略
動画タイトル	巨乳美女のイキまくりSOX!!